



令和7年度 大阪市職員（カムバック採用）募集要綱

令和7年5月1日
大 阪 市

カムバック採用とは

結婚、出産、育児、介護、進学、転職等の理由により本市を退職した有為な人材について、退職前及び退職後に得た知識や経験等を活かして、本市で再び活躍してもらうことを目的として採用するものです。

申込受付期間

5月1日(木) 午後2時から12月26日(金) 午後5時まで
インターネット申込みです。

1 対象となる職種、職階、採用予定人数

○職種

事務職員、技術職員、福祉職員、保育士、臨床心理職員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、
薬剤師、獣医師、保健師

※退職時の職種で採用します。

○職階

すべての職階

※退職時と同一又は下位の職階で採用します。

○採用予定人数

若干名

2 応募資格

結婚、出産、育児、介護、進学、転職等の理由により、大阪市を退職した人で、次に掲げる要件を全て満たす人。

ただし、地方公務員法第16条各号（4ページ参照）に該当する方は受験できません。

- (1) 大阪市職員（非常勤嘱託職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員を除く）として、満5年以上（休業期間、休職期間、停職期間を除く）の実務経験を有すること
- (2) 採用予定日時時点で、定年退職となる年齢（課長級以上の職に応募する場合は60歳）に到達していないこと
- (3) 採用予定日時時点で、大阪市を退職後10年以内であること
- (4) 大阪市において、懲戒免職の処分を受けたことがないこと
- (5) 大阪市において、分限免職（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合の分限免職を除く）の処分を受けたことがないこと
- (6) 定年により退職した市職員ではないこと

※日本国籍の有無は問いませんが、日本国籍を有しない方で、採用日において、法令により永住が認められていない方は採用されません。なお、日本国籍を有しない方は、「外国人職員の従事する職に関する規則」等の定めるところにより、「外国人職員」として、「権力の行使に該当する業務を行う職」及び「公の意思の形成への参画に携わる職」以外の職に就きます。

3 審査日及び審査方法

○審査日

申込みに応じて個別に実施します。

○審査方法

書類審査（論文）、面接により実施します。

※面接の日時・場所の詳細は、申込時に入力いただいたメールアドレスへ通知します。

※可否については、審査終了後、申込時に入力いただいたメールアドレスへ通知します。

4 申込方法

○受付期間

令和7年5月1日（木）午後2時～令和7年12月26日（金）午後5時

※受付期間を過ぎると申し込みできません。

○申込方法及び申込先

インターネットにより申込みを受付します。

下記申込フォームより、必要事項を入力し、提出書類をアップロードの上、お申し込みください。

大阪市行政オンラインシステム「カムバック採用申込フォーム」

《URL》

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/b834b2f3-93f1-4729-b41d-4f1ce86793b3/start>

※初めて大阪市行政オンラインシステムを利用される場合は、利用者登録が必要となります。

○提出書類

1. 論文（Word形式）

【課題】「自身のこれまでの知識や経験を、今後、大阪市職員としてどのように活かすか」

【字数】2,000字程度

※様式は問いません。

2. 顔写真データ（.jpg形式）

- ・縦横比4:3で3MB以内のデータサイズ
- ・脱帽し、上半身を正面から、かつ、過去3カ月以内に撮影した鮮明なもの
- ・ファイル名は「氏名」としてください。（例：大阪 太郎.jpg）

○注意事項

- ・必要な提出資料をあらかじめご準備の上、大阪市行政オンラインシステムから申込みを行ってください。応募に必要な書類が不足している場合については、応募が無効となる場合があります。
- ・提出書類については、ファイル形式、ファイル名等について指定のものとしてください。
- ・申込時に入力いただいたメールアドレス宛に、面接日時等について通知を行いますので、申込後にメールアドレスを変更された場合は、必ず大阪市総務局人事部人事課（メールアドレス：ba0008@city.osaka.lg.jp）宛に、変更後のメールアドレスをご連絡ください。

5 採用日

合格者は、原則として、申込日に応じて下記のとおり採用する予定です。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な方は、下記の採用予定日より前に採用される場合もあります。

申込日	採用予定日
令和7年5月1日～令和7年7月31日	令和7年10月1日又は令和8年4月1日（選択可）
令和7年8月1日～令和7年12月26日	令和8年4月1日

6 合格から採用まで

- ・ 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。
- ・ 営利企業等への従事は原則として認められませんので、採用日までに退職していただく必要があります。
- ・ 採用時の職階は、申込時に、希望の職階（退職時と同一又は下位の職階）を選択していただきますが、本市の組織体制の状況等から、希望の職階以外での採用を調整させていただく場合があります。

7 勤務条件等

○給与

給料月額は、大阪市退職時の職務の級及び号給を基礎に、大阪市退職後の職歴などの経歴に応じて決定します。

※ 採用日の属する年度の末日時点での年齢が、61歳以上の場合は、給料月額が、決定した職務の級及び号給の7割水準になります。

また、給料月額のほか、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。

○勤務時間

原則として、午前9時から午後5時30分（午後0時15分から午後1時まで休憩時間）となっており、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休日となります。

※勤務時間、休日は勤務場所等によって異なる場合があります。

○休暇

年次休暇（年間20日。ただし、採用の年は採用月により付与日数が変わります。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏期・忌引・結婚・出産等）、介護休暇等があります。

○昇格・昇任

再採用後の昇任等につきましては、かつて大阪市職員として在籍していた期間をふまえた上で決定します。

○その他

採用後6か月は条件付採用であり、この期間に良好な成績で勤務した時に正式採用となります。

8 その他

- ・ この募集において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・ 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ・ この募集において大阪市が収集した個人情報は、大阪市職員採用（カムバック採用）の円滑な遂行のために用い、「個人情報の保護に関する法律」及び「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。
- ・ 大阪市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。また、勤務時間中は禁煙です。

地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

9 問合せ先

大阪市総務局人事部人事課（人事グループ）

電話番号：06-6208-7431 ファックス：06-6208-7070

メールアドレス：ba0008@city.osaka.lg.jp